

# 経営事項審査の基準の改正に伴う 競争入札参加資格の取扱いについて

平成23年7月

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市企画財政部契約管理課

経営事項審査の審査基準が改正され、平成23年4月1日から適用されたことに伴い、平成23・24年度に岩見沢市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加資格（以下「入札参加資格」といいます。）につきまして、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせいたします。

## 記

### 1 改正後の審査基準による再認定について

改正前の審査基準（旧経審）による経営事項審査に基づき、入札参加資格を認められた資格者につきましては、その後に改正後の審査基準（新経審）による経営事項審査を受けた場合であっても、新経審に基づく再認定（総合点の評価替え）は行いません。

### 2 随時申請等に使用する経営事項審査について

- (1) 随時申請又は合併等に伴う再審査の申請の際に添付する経営事項審査の総合評価通知書につきましては、経営事項審査の基準日（＝決算日）が資格審査を申請する日の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日以降で、かつ、最新のものとしてください。
- (2) (1)の基準日の要件を満たしている場合には、経営事項審査の審査基準が旧経審又は新経審のどちらであっても有効なものとしします。
- (3) ただし、新経審による随時申請等において、ISO9001又はISO14001の取得状況に加点されている場合には、これに係る加点分を「客観的要素の評定数値」から減点します。（本市独自の技術・社会的要素の評定（主観点）と重複するため。）